資料5

現行制度の概要等

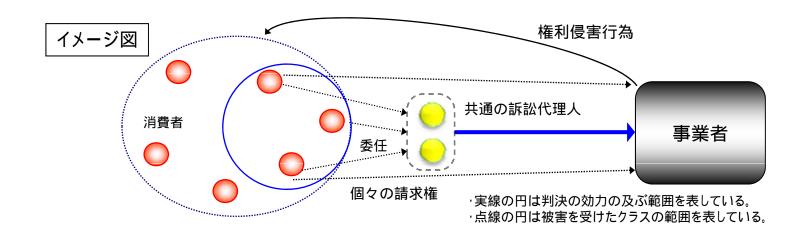
消費者団体訴訟制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
消費者契約法	内閣総理大臣の認定を受けた適格消費 者団体が、消費者契約法、景表法及び 特商法上の不当な行為に関し、事業者 に対し差止請求をすることができることと したもの(平成18年消費者契約法により 創設。平成20年消費者契約法等改正に より、差止請求の対象を景表法及び特 商法上の不当な行為に拡大)。	 消費者被害の未然防 止、拡大防止 	平成19年6月の制度運用以来、訴訟提起件数が12件。裁判外の差止請求が120事業者に対して行われている(いずれも、平成22年10月末現在)。	現在及び将来の行為に対する停止・予防は措置されているが過去の行為による被害の回復については措置されていない。過去の被害回復について行うよう、事業者に要請しても回答がなく、その後被害回復がされていないという情報が寄せられた事案もある。

制度導入前 制度導入後 消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生 個々の消費者は事後的措置(契約取消し等)で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性 被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要 直接被害を受けていない消費 適格消費者団体が消費者契約法に違反する 者には差止請求権は認められ 事業者の不当な行為に対して差止請求権を行 適格消費者団体 内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費 者団体を認定 消費者被害の未然防止・拡大防止 消費者団体の事業者への改善 適格要件 申入れは、法的裏付けがない ため実効性において限界 ·不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主 差止訴訟提起前の事前請求 たる目的とする (一週間前) ・相当期間、継続的な活動実績 ・特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一 差止訴訟 般財団法人 訴訟手続について、原則、民事訴訟法の規 ・組織体制や業務規程が適切に整備 定に従いつつ、制度の特色を踏まえ、所要 - 消費生活及び法律の専門家確保 等 の措置 内閣総理大臣による監督措置 (注)本制度における差止請求とは、 (更新制、立入検査、取消し等) 消費者契約法違反行為(不当な勧誘行為・契約 徹底した情報公開措置 条項の使用)を差し止めるもの、 (財務諸表等、判決・和解等の概要) 事業者の業務自体の停止を求めるものではない

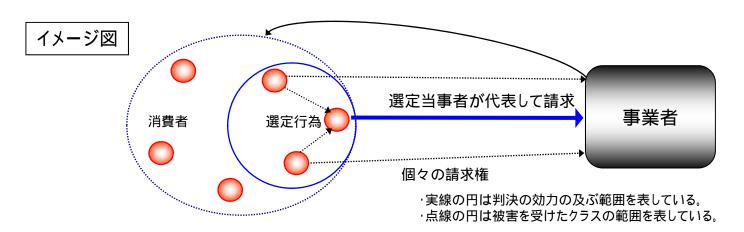
通常共同訴訟

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	一つの訴訟手続に数人の原告又は被告が関与している訴訟形態をいう。 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき、又は訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときに認められている(民事訴訟法第38条)。 消費者事件で通常行われているのは、通常共同訴訟であり、合一確定が法律上保障されていない。各共同訴訟人が他の共同訴訟人に妨害されることなく各自独立に訴訟を追行する権能を持つものの(同法第39条)、一人の共同訴訟人の申し出た証拠から得た証拠資料は共通に証拠資料となる。	同時複個訴手のの審ら判で争るの審別当えて理ていを者を納めには事理の当労にがある。	いわゆる弁護団方 式により多数の消 費者被害が解決さ れてきている。	自ら原告になる場合には、 費用面や立証において一 定の負担はあり、被害が 少額であったり、見通しが 立たない段階では委任し にくい。消費者が被害自 体を認識しにくいことな から、訴訟に参加しない 消費者も多い。



選定当事者制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	多数の当事者の関与する訴訟において、共同の利益を有する多数者の中から代表者を選んで、訴訟追行権を授与し、選定者全員のために当事者として訴訟を追行させる制度。 平成8年の民訴法改正において、選定当事者を利用しやすくし、その一層の活用を図る観点から、選定当事者を選定することを通じて訴訟に参加しやすくするために係属中の訴訟の当事者と共同の利益を有する者で、当事者でない者が、その訴訟の当事者を選定当事者として選定することができるものとした(第30条第3項。追加的選定)。例えば、共通の原因に基づく被害者が多数存在するが、それぞれの被害額が少額であるという類型の訴訟においては、訴訟に要する労力や時間等の関係から、被害者が個別的に訴えを提起してその権利の実現を図ることを期待することが困難な場合も少なくない。このような場合において、被害者の権利の実現の実効性を高めるためには、できる限り訴訟をまとめて追行することが有効であり、そのためには、先行する訴訟に共通の被害者が参加することを容易にすることが適当と考えられるが、この選定当事者制度の改正は、このような類型の訴訟においても、効果を発揮することが期待できるものと考えられていた。	共す同るは共をこ者す審にたむか共を簡た同多の訴被同とろがる理しめ結ら同避明めの数害のと訟かほの事と示の果、訴訴も入利者に原るのなのに、を運もくご訟訟のさまが、関告に形い当参そ煩営かこう弊続すた。有共す又は態と事加の雑のさとな害をる	客観的な調査等が 存在が、選利定が 選利用さい がは事れたいる模様である。	入会権のように選定者と 選定者とが相互に選定者のように選定される関係がある。 場合には利用され、消費されるが、消費のように相互に対して を考えられるが、そのような関係がある。 前提を欠き利用されにくい可能性がある。

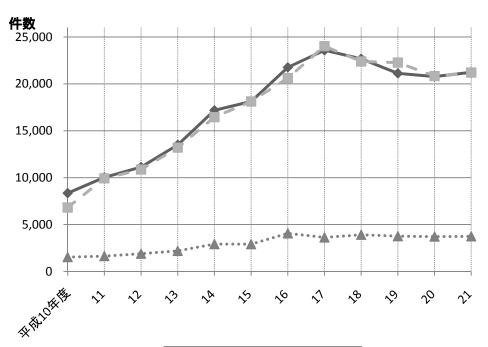


少額訴訟制度

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
民事訴訟法	原則として一回の口頭弁論期日だけで審理を完了し、即時に取り調べることができる証拠に限定した証拠調べを行い、原則として審理の終了後直ちに判決の言渡しを行う。なお、対象となるのは訴額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件とされている。	特に小規模な紛争に ついて、一般市民が訴 額に見合った経済的の 担で、迅速かつ効果的 な解決を裁判所に求め ることができるようにす ることを目的として創 設されたもの(平成8年 民訴法改正により創 設)。	平成10年1月の制度の運用開始以来、基本的に増加して推移しており、順調に利用されている。	争点が複雑であったり、当事者が多数に及ぶ場合を念頭に置いた制度ではない。

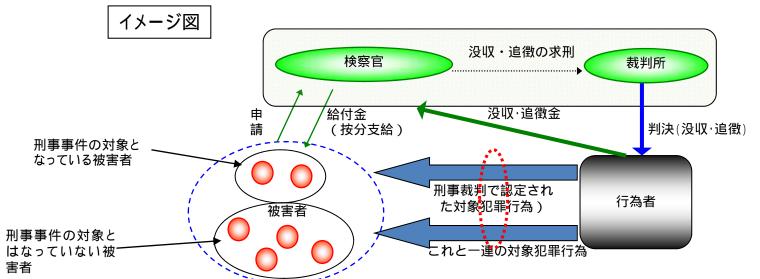
年次	新受件数	既済件数	未済件数
平成10年度	8,348	6,819	1,529
11 年度	10,027	9,928	1,628
12 年度	11,128	10,867	1,889
13 年度	13,504	13,205	2,188
14 年度	17,181	16,454	2,915
15 年度	18,117	18,125	2,907
16 年度	21,761	20,609	4,059
17 年度	23,584	24,021	3,622
18 年度	22,679	22,394	3,907
19 年度	21,122	22,269	3,760
20 年度	20,782	20,829	3,713
21 年度	21,233	21,208	3,738

司法統計より 途中で通常移行したものを含む



被害回復給付金支給制度

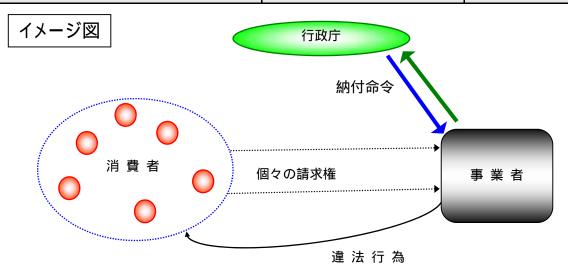
根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
被害回復給付金支給法組織的犯罪処罰法	組織的犯罪処罰法第13条第3項の規定により犯人から没収された犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られた金銭、同法第16条第2項の規定により追しなれた犯罪被害財産の価額に相当する金銭等を検察官が「給付資金」として記している対象犯罪行為がマネー・ローンが行為等である場合には、その前には、その前に対象犯罪行為と一連の犯行として行われた対象犯罪行為の被害者(いわゆる大学の被害者)を対象として給付金を支給する制度である。	犯罪被害財産について、犯罪が組織的に行われた場合や、いわゆるマネー・ローンダリング行為が行われた場合等、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難な場合には、刑事裁判により犯人からとり収・追徴することができるように、これを原資として、対象犯罪行為の被害者等に対して給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図る。	24件(いわゆるヤミ金融及び振り込め詐欺、融資保証詐欺等の事案)(平成22年8月末現在)	消費者被害の事案 のすべてが対象と なるものではない。



没収・追徴できる範囲は、刑事事件の対象となっている被害者の犯罪被害額の範囲である

課徴金制度

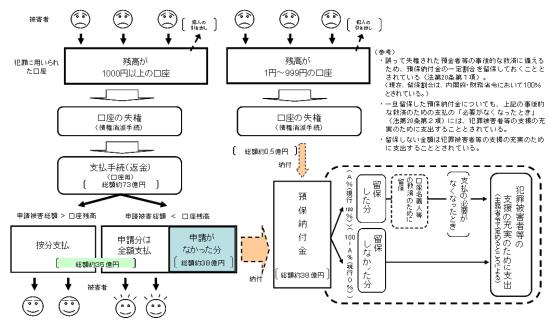
根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
型占 禁止:	私的独占、不当な取引制限並びに不公正な取引方法のうち共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用を対象に、公正取引委員会が事案を調査し、課徴金の適用対象となる違反行為があると認める場合には、課徴金納付命令を行う。なお課徴金納付命令に不服のある者は、公正取引委員会に対し審判の請求をすることができる。	ででは、	に対して112.9億円、平成 20年度は11件87名に対し て270.3億円、平成21年度 は24件106名に対して3607	課徴金として納められた
融商品	インサイダー取引、相場操縦、風説の流布·偽計、発行開示書類の虚偽記載·不提出、継続開示書類の虚偽記載·不提出、大量保有報告書の虚偽記載·不提出、大量保有報告書の虚偽記載·不提出、特定証券等情報の虚偽提供·不提供、特定投資家向け有価証券の発行者等情報の虚偽提供等について、課徴金の対象範囲となっている。課徴金額は法定されており、金融庁長官は証券取引等監視委員会の勧告を受け、審判手続開始決定及び審判官の指定を行い、審判官による審判手続を経て作成された決定案に基づいて、課徴金納付命令等の決定を行う。	証券市場への信頼を害する違法 行為に対して、行政として適切な 対応を行う観点から、規制の実 効性を確保し、違法行為を抑止 するため、行政上の措置として 違反者に対して金銭的負担を課 す(平成17年4月施行)。	 平成19年度は22件、平成 20年度は31件、平成21年 度は48件の納付命令がな	課徴金として納められた 金銭は国庫に帰属し、 被害者に配分されない。



振り込め詐欺救済法

根拠法	制度の概要	制度趣旨	運用状況	備考
振り込め詐欺救済	(注)法の対象となる「振込利用犯罪行為」は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者	利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権回をが滅手続及び被害を優別配金の支払手続等を定め、ものではなるのである。	払及び預金保険機構への納付の状況は下記のとおり(平成22年度は8月まで)。 消滅預金等債権の額 : 約73億円被害者への支払額	きなかった残高1000 円の金金 (大きな) で、 円のの のの のの 金 に 人 で で で で で で で で で で で で で で で で で で

振り込め詐欺救済法の制度概要



小括

消費者被害事案の整理(資料2)等を踏まえ、消費者被害事案の特徴ないし現行制度の問題の所在について、どのように整理すべきか。

- (例)・少額な請求の場合が多く、提訴がためらわれることが多い。
 - ・何らかの共通争点が存在することが多いが、個別争点も存在している。
 - ・被害者同士の繋がりが希薄であったり、そもそも被害者の所在を把握し特定することが困難なことがある。
 - ・加害事業者の財産の散逸・隠匿により、被害回復が困難になることがある。
 - ・消費者が被害に遭っていることを自覚しないことがある。
 - ・消費者個人では事案の解明が困難なことがある。
 - ・消費者と事業者との構造的格差(消費者契約法第1条参照) 等。

消費者被害事案の多様性にかんがみると、問題の所在に応じ、いくつかの制度について、制度間の役割分担を適切に図りつつ、検討を進めるべきではないか。

被害救済は、個々の被害者がその請求権を行使することによって図るのが基本と考えられるところ、現行制度によって請求権行使の実効性が確保されていないのであれば、それに対応した措置を講ずべきと考えられる。

- 一つの整理としては、
- ・少額多数被害事案については、請求権を極力糾合する手続を設けることによる対応。
- ・被害者の特定や請求権そのものを観念することが困難な事案については、訴訟手続とは別途、違法行為を抑止する観点から、経済的不利益を賦課する制度を設けることによる対応。
- ·請求権を観念することができても、加害事業者の財産の散逸·隠匿等により、その行使がおよそ実効的でないと考えられる場合には、特別な財産保全制度を設けて請求権の行使に繋げることによる対応。
- といった整理が考えられるのではないか。